

平成18年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成18年12月11日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第71号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第2 議案第72号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第3 議案第73号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程第4 議案第74号 西濃環境整備組合理約の変更について
- 日程第5 議案第75号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について
- 日程第6 議案第76号 もとす広域連合理約の変更について
- 日程第7 議案第77号 本巣消防事務組合理約の変更について
- 日程第8 議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第79号 瑞穂市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第80号 瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第81号 瑞穂市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第82号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第83号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第84号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第85号 瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第86号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第87号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第88号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第89号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第90号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第91号 平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第92号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	11番	小寺徹
12番	松野藤四郎	13番	山本訓男
14番	桜木ゆう子	15番	星川睦枝
16番	棚瀬悦宏	17番	土屋勝義
18番	澤井幸一	19番	西岡一成
20番	広瀬捨男		

本日の会議に欠席した議員

10番 広瀬時男

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第71号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第71号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第72号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、まず第1点目にお聞きをしたいのは、本議案につきましては後期高齢者の医療制度の確立に伴う広域連合の設置ということでありますけれども、広域連合の関係について、まず前提としてお聞きをしておきたいと思います。

地方自治法の第284条の3項には、普通地方公共団体及び特別区は、その事務、または普通地方公共団体及び特別区の長、委員会、もしくは委員の権限に属する、国、他の地方公共団体、その他公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という）を作成し、これらの事務の管理及び執行について、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、自治大臣、または都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる。この場合においては、

同項後段の規定を準用するという規定があるわけですがけれども、広域連合をつくる場合は、最後に結論的なところだけ言いますと、自治大臣、または都道府県知事の許可を得て広域連合を設けることができる、こういう規定になっております。

そもそも広域連合をつくるというのは地方公共団体の自治事務であるし、ましてや地方分権化の流れの中で提起をされてきている。そういう経緯もあるだろうというふうに思っております。

そこで、そういう規定を踏まえるならば、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、実はこの広域連合の設立が規定をされております。その48条、市町村は後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く）を処理するため、都道府県の地域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という）を設けるものとするということで、実は国の高齢者の医療の確保に関する法律の中で、広域連合の設立を義務として、すべての市町村が加入するものだというふうな規定の内容になっておるわけなんですね。これをどうとらえるかということがそもそも本質的な問題ではなからうかというふうに私は、ちょっと勉強する時間がないので、なかなか深くまでは勉強できていないんですけども、ただ問題意識として、一つその点に気がついた。こういうことがあっていいのか。この地方自治法の第284条の第3項の規定と、高齢者の医療の確保に関する法律第48条との関係についての認識をどう持っておられるのか、あるいは持つべきなのかについて御質問を申し上げながら、その答弁を踏まえて、若干重ねて御質問を申し上げたいというふうに思っております。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） おはようございます。

今の広域ということでございますけれども、できれば県といいますか、一本でやるのが私も、非常にいいかと。いわゆる県が行うのがいいかなあとということで、前から医療制度、国保等も全体に考えておったわけでございます。今回、75歳以上の後期高齢者に対して、県でなく、広域で行うということでございますので、それに従って行っていくということでございます。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私が申し上げたのは、いつも国の法律が決まって、我々、基礎的自治体でそれを受けてどうするか、どう具体化するかという議論をするときに問題になるわけですがけれども、やはり国の法律が決まったから、それだけで、ただ粛々とやればいいんだというふうな立場では、本当の地方分権というものを下からつくり上げて、中央権力に対峙するような構想、あるいは具体的施策を確立していくということは非常に困難だろうと思うんですね。だ

から、基本的に自分たちの地方分権をどういうふうにとらえ、どう実現していくかということに対する確固たるものがやはり求められておると思うんです。そこがやはり欠落しておったんでは、今、このように地方自治法で規定をしながら、一方では、こういう国の高齢者の医療の確保に関する法律によって広域連合が上からかぶせられる。全市町村が入るものとしてかぶせられる。具体的な問題を言っても、じゃあ私のところは広域連合に入りませんよと。単独でやりますよというようなことは論理的に可能なわけですよ。それは地方自治体のみずからの自治事務として提起することはできるわけです。しかしながら、その自治的なものを、中央権力がこの法律によって剥奪をしておるわけですね。だから、こういうやり方に対してどういうふうを考えていくかという、繰り返しますけれども、基本的な構えの問題というのは非常に大事であるというふうに思っております。そういうところが、ただ執行部は肅々と中央で決められたとおりにはやればいいと。後でまた規約の問題も言いますけれども、そういうことではいけないだろうというふうに思っております。それはもう答弁は結構です。

次に、一つ気になるのは、こういう形で後期高齢者医療の広域連合を全国的につくるということでもありますけれども、私が、本巢の広域連合をつくる時に問題意識として申し上げたことに関連をいたしますけれども、県段階でとにかく大事なことは広域連合をつくったということなんですね。県段階において、初めて広域連合をつくった。このことをどう考えるかということも論点としては大事な問題になってくると思います。というのは、もともと広域連合でも一緒ですよ。受け皿をつくって、その中に広域行政の具体的な中身を一つずつ入れていけばいいわけです。

ぜひ執行部に答弁をいただきたいんですけれども、1999年の9月21日の中央教育審議会の答申で今後の地方教育行政のあり方についてというのがあります。市町村教育委員会の事務処理体制の充実という項目におきまして、現在の行財政事情等を勘案すると、すべての市町村が単独で事務処理体制の樹立を図ることには限界がある。このため、今後、市町村教育委員会の規模の拡大と機能の充実を図る観点から広域連合を促進する必要があるというふうに、教育委員会の広域連合の設置を提言されております。具体的な改善策といたしまして、都道府県と市町村によって構成される広域連合に教育委員会を設置できるよう、地教行法第2条、これはつまり教育委員会の設置規定の第2条を見直すというふうなことを示すことによって、広域連合への事務の集中が定義をされているということなんですね。

ですから、今申し上げたように県レベルの受け皿をつくって、その中に具体的に教育行政、さらにはそのほかの問題も入れていけばどうなるのかという問題意識がどうしても起こるわけですね。全くそういうことがなかったらあれですけども、やはり中央教育審議会自身で議論されておることがあります。ですから、そういう点について、広域連合の県段階でできたということと、今のような関連について、県がどう考えているかということもあろうかと思

いますが、この瑞穂市として、そういうことについての考え方、基本的な認識について、今どう考えておられるか、ちょっとお聞きだけしておきたいと思います、今後のために。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 広域連合の使い方につきましては、それぞれのいろんな考え方があると思いますので、私としての考え方を申し上げさせていただきます。

前に本業の広域連合をつくりましたけど、そのときにも申し上げましたように、単独で事務を行うよりも、複数の自治体が協働し合って事務を行うことによって非常に効率性が上がるということが一つ。それから、その事務の施策が、小さく切るのではなく、広域である方がより公平性が保てて、いろんな点を解決することができる。この2点を基本に考えながら、私は広域連合に瑞穂市が参画するかどうかということについて判断をしておるとのことだけ申し上げておきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 御答弁いただきましたけど、私が申し上げた、それこそ県の受け皿をつくって、その中をどうしていくかということについて、県の方針をここで聞けるわけではありませぬので、市長の広域行政に対する考え方として承っておきたいと思います。

次に、具体的な規約に入りますけれども、この規約自体も、通常のとおり、インターネットで見ましても、平成18年9月13日、保総発第0913001号、厚生労働省保険局総務課長、各都道府県・指定都市老人保健主管部局長殿ということで、後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項についてという通達が出されております。この中でモデル案というのがつくられておりますけれども、基本的にこの広域連合規約もモデル案に沿ったものと言うことができます。具体的な各県のさまざまな共通経費等の負担割合等については独自でやられる部分もあるかと思うんですけれども、こういうモデル案をつくっておるわけですが、具体的な中身で申し上げます。第7条で、議会の議員の定数は49人とする。それから7条の2項で、広域連合議員は関係市町村の長、副市町村長、または監査委員及び議員のうちから、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める人数をもって組織するというので、第1号、市町村長、副市町村長、または監査委員42人。2号で、市町村議会議員7人というふうな規定がございます。基本的にこの規約は、先ほどの厚労省のモデル規約ということを踏まえましたが、この規約自体は、どこで、どういう人たちによって、どういう議論をして、この規約は決められたのか、そのことをお答えいただきたい。直接的には、今の49名というふうな根拠は一体どうやって決めたのか。そして、7条との関連でいえば、議員の構成、市町村長、副市町村長、または監査委員が42人。49の広域連合の議員定数のうち42人が、いわゆる基礎的自治体の執行部によって構成をする。そして、基礎的自治体の議会の議員については、49分の7人で構成を

する。こういうことをどう考えるか。それもお聞きをしたい。

というのは、これも地方自治法の第 291 条の 5 の第 1 項、広域連合の議会の議員は政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、規約があるからということがあるんですが、広域連合の選挙人が投票により、または広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。2 項で、広域連合の長は政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により、または広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。さらに、直接請求の制度が第 291 の 6 で書かれております。こういう規定が地方自治法の中にあるんですね。要するに地方自治というものは、住民自治をどう確立するか、こういう立場で基本的になされておる。そして、広域連合の中に議会を設置するというこの意味はどこにあるか。さらには、今言った直接請求の中で言われているように、条例の制定改廃の要求、議員及び長の解職の問題等々も広域連合の規定の中では明記されておるわけです。それが、今申し上げたように、住民自治をどう確立するかという観点からひとえになされたものであるというふうに思うんですね。ですから、そういう規定を踏まえた上で、青木部長、ちゃんと聞いておいてくださいよ、後で答弁していただかなきゃいかんから。それを踏まえた上で、今言ったような 49 人、そして 49 分の 42 が執行部、49 分の 7、こういうふうなことが一体どういうふうな議論の中で決められたのか。あわせて、まずお聞きをしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） これにつきましては、9 月に準備委員会というのを立ち上げまして、現在、準備委員会事務局の方で進めているわけですが、その準備委員会によって決められてきたといえますか、定められてきたものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19 番（西岡一成君） ちっとも何のことやらわけわからんのですけれども、非常にこれ、大事なことだと思うんですね。つまり我々、基礎的自治体における議員というものは、この規約の具体的な策定に全くかかわっていないわけですよ。いきなりここで提起をされて、具体的に質問をして、あとは委員会、あるいは本会議の中で具体的に議決をされていくわけですが、それだけに、こういう議会、基礎的自治体の議会の立場というふうなことが、こういうふうな形でたった 7 人で決められていく。それがどういう議論でこうなったのかということは当然知りたいわけですよ。ほとんど執行部で議会を構成して、議会の議員は 49 分の 7 人で、これを青木部長はどう考えますか、こういうことを。難しいことはいいですから、自分として、こういうことはどう考えますか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 構成市町村の各自治体から代表という格好で出てくると思っていますので、これでいいかと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） あんまり言っても煮詰まるような話ではありませんので、そういう答弁も期待できませんので、一応私はそこら辺のことがやはり問題である。また、討論の場でも繰り返すと思いますけれども、そういうことだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺徹です。

岐阜県の後期高齢者医療広域連合の設置について質問をいたします。

この後期高齢者医療広域連合については、西岡議員が、広域連合に後期高齢者医療を当てはめるのはふさわしくないんじゃないかという指摘がございましたが、私も同感の立場であるということを示明して、問題があると思っております。

具体的に質問をいたしたいのは、先ほど西岡議員も言われました7条の議員の定数の問題でございます。この議員の定数というのは、住民の声がどうこの議会に届くか、そういう仕組みをどうつくるかということで重要な問題だと考えております。国会の審議の中でも、参議院の厚生労働委員会で日本共産党の小池晃参議院議員がこの問題について質問をいたしました。質問は、75歳以上にとって切実な保険料の条例や減免規定が高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念がある。これをたださなあかんということで質問をいたしました。それに対して、厚生労働省の水田邦雄保険局長は、75歳以上の方々の御意見を踏まえて運営すべきことはそのとおり。何らかの形でそうした努力をしていただきたいと答弁をしております。していただきたいというのは、これから各県単位でつくる広域連合の規約の中でそういうことに配慮してほしいという思いがあると思っております。そういう思いが、この7条の規定の中での議員の構成の中に反映しているかどうかという点で問題を指摘する必要があると思っております。

先ほど西岡議員も言われましたように、49人の定数の中で、各市町村の執行部が42人、議員が7人というのは、余りにも議員の定数が少なく、議会議員の軽視があるんじゃないかという点は私もそのとおりであります。そういう点で、意見としては、議員定数を執行部と議員、半々の定数にすべきだということを私は思っておりますが、そういう点で、どう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

さらにもう一つ、75歳以上の当事者の代表がほとんど入っていない。そういう点ではその声が届かないということでもあります。75歳以上の人たちの声が届くような議員構成ができないか

ということが一つあると思います。私の私見ですけれども、高齢者の組織としては、老人クラブとか、正式には県段階での老人クラブの協議会もありますし、そういうような高齢者の組織の代表もこういう定数の中に入れるということがこの議員定数を決める中で可能かどうか、そういうことは論議されたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） この問題につきましては、私、準備会に出しておりますので、その中でのいろんな議論があったことについて、少しお話をさせていただきます。

まず第1点の、先ほどの西岡議員の御質問にもございました議員の中に議会議員の数が少ないじゃないかというお話の件でございますけれども、この件については、確かに準備会のときでも、この比率はもう少し考え直さなければいけないんじゃないかという意見はありました。しかし、いろいろと連合の運営していく事務の内容を検討していきますと、現実の問題としては、実務的な事務处理的なことで各町村との関連というのが非常に密接なんですね。ですから、そのあたりの動き、状況を十分に把握して、連合の組織を円滑に動かしていくためには、各自治体の長が参画していただくことが望ましいという答弁でありまして、そういうことに基づいてこの案になっていったということでございます。

それから、75歳以上の方の特別の選抜ができないかという御指摘でございますけれども、これは連合という手続そのものの中で、はっきり申し上げまして不可能でございます。というのは、なぜかといいますと、連合の議員は、直接、あるいは間接で選挙によって選ばれるものでございます。そういうことからいきますと、75歳以上の中だけで選んだ人というのは連合の議員としての資格には若干問題があるということになるかと、こんなふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 準備会の中で議員の定数が少ないじゃないかという議論もされたということを、今、市長の方から報告を受けました。その理由として、事務的な問題を掌握し、処理していくには、執行部の方が精通しておるので、運営上その方がいいというようなことでこうなったということでございますけれども、そういう実務的運営上の問題も一つあると思うんですけれども、大きな問題は、住民の皆さんの声をどうここへ反映させて、議論し、実際にその運営に生かしていくかということがどうしても必要だと思うんですね。そういう点では、議会の議員は住民の代表として、住民の声に絶えず耳を傾け、議論しておるという立場からいいまして、議員の代表が必要だと思うんです。そういう点では、私は議員の定数をもっとふやし、半々の折半にすべきだという意見に今も変わりありませんけれども、これからスケジュール的に、そういう方向で修正をするという意見をこの瑞穂市の議会の中で決めて、準備会でもって論議していくということは、具体的なスケジュールの中でできるのかどうか。

もう一つは、要するにこの発足がいつで、こういう一つの組織をしていく上の段階のスケジュールはどうなっているのか、そこら辺は全然わからずに、スケジュール表ってあるでしょう。資料を一遍出させていただきたいんですけども、そういうスケジュールの中でこの問題をどう集約していくのかということも知りたいので、今後のスケジュールの資料がありましたら御提示願いたいと思いますが、資料提示をぜひ要望したいと思います、議長の方からよろしくお願ひしたいと思います。あるのかどうかということも含めて。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 大体のスケジュール表はございますので、後ほどまたお渡ししたいと思います。

この連合立ち上げは、この規約にありますように2月1日に立ち上げたいということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

西岡議員、小寺議員の質疑を踏まえ、さらに幾つか質疑をいたしたいと思います。

まず初めに、議案第72号として後期高齢者医療制度の規約に関する議案が執行部より提案されたわけですが、そもそも後期高齢者医療制度というものがどういうものなのかの説明、資料が全く添付されておりません。インターネットで調べれば、かなり詳細に骨の部分も問題点もわかりますが、すべての議員がインターネットを使うわけではありませんし、わざわざ調べるとは限りません。この資料の不備、これは今までも申し上げましたが、保育園の本体の建設工事についても、どういうものができるかという資料も提示されませんでした。この提案されている議案の内容そのものについての資料が提出されないということについて、どう執行部は考えておられるのか、まずこの点から質疑いたします。

以下、自席でいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 後期高齢者というのはどういうことだということで、インターネットで調べられておわかりだと思いますので、簡単に申し上げますと、75歳以上の方の医療といいますが、医療保険をこの連合で行うということでございます。このことにつきましては、先般の9月の補正のときからお話し申し上げていると思いますけれども、そこで御存じだと思つて、資料はこの規約ということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） そのように簡単なものでしょうか。議案として提案された都度、その内容や経過を説明する責任が執行部にはあるのではないのでしょうか。この点について、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） この前の、言いましたように9月に御説明して、またきょう提案させていただきます。御質問には受けるつもりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） これから付託された委員会や、それから最終日には討論、採決もするわけですので、全議員にこの内容を書いた資料の提出を求めますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 簡単なものだったらお配りできると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 簡単なものではなく、妥当なもの、適切なものをつけていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、先ほどから問題になっています規約の中の広域連合議員の問題ですが、この中に市町村議会議員は7人とあります。42市町村のうち、市町村長、または副市町村長、または監査委員は42人ですね。これは各市町から1名と解釈してよろしいでしょうか。もう一つ、市町村議会議員7人というのは、いかにも議員の割合が少ないということがありましたが、私はそれに加えて、この7人をどのように42市町村から選ぶのか、討論されているのか、2点、お答えいただきます。よろしく願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 各市町村長はあれですけれども、7人につきましては、市町村議会の役員をやっている市町村が議員になれるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） ということは、この市町村長、トップ、執行部ですね。これも、それから市町村議会議員の選出もすべて間接選挙といいますか、充て職に近いものということになります。先ほど小寺議員が当事者が入らないのかというようなことを言われましたが、そのときに、松野市長が準備会に出ていらして、その討論の中で、事務処理が多いので執行部で十分であるという御答弁でした。しかし、これは連合議会の構成員のことですね。議会は、事務処理のレベルではないと思います。議会で討論するのは事務処理の問題ではなくて、基本的な運営

の仕方、ということが問題か、それをどのように解決していくかを討論、議論するのが議会ではないでしょうか。先ほどの、事務処理が多くなるので、この構成、それから割合で構わないといったことについて、今の私の、連合議会の中では事務処理が主となるわけではないという点について、どのようにお考えでしょうか。市長の御答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は、私、大分誤解があると思うので申し上げます。

これは、連合が一つの基本に基づいて事務をとって行く。そのときに、その仕事を自治体がやるわけです。ですから、連合そのものの事務について動いていることは、各自治体の実際の事務をやっているポジションが一番精通している、状況をよく知っているということ。また、連合でそういう問題を議論する場合にそういう人の議論の方が実際の事務につながっていく問題だということで、連合に出ていく議員は事務を担当しているポジションの者がいいだろうということをおっしゃるわけです。

それからもう一つは、後期高齢者医療の制度そのものの施策論ですね、その問題についてはここでは議論できないと思っています、施策についてはですね。あくまでも法律に基づいて事務を処理していくということで、それ以上の域を出ることは、このポジションでは私はできないと考えております。そういう点からいえば、むしろどういう形で法律に基づいた事務に対応していくかということが一番大きなポイントになる議論だというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） これが、6月14日でしたか、国会で成立したときに日本医師会から附帯決議が出ています。これは、医療制度の関連法が通ったので、いろいろな関連する法律についてですが、この中で、後期高齢者医療制度、また高齢者について懸念が示されているわけです。ポイントだけを読みますが、負担が過度とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うことという附帯決議が出ています。先ほど、市長は答弁の中で効率性と公平性が保てると言われましたが、実際に広域連合がやるのは、ただいまの答弁では処理と対応だけであって、施策については議論できないと言われました。公平性、それから効率性のことを言われましたが、効率的であるために、また一見公平であるために、地域の特殊性とか、それからきめの細かい対応ができない。自治体ができることに比べればできないわけですね。市長もお答えのように、処理と対応しかできないということですので、自治体ができるよりはできないわけです。その点について、医師会も負担が過度とならないように留意することということをつけ加えているのだと思います。

最近では、テレビを見ていまして、医療をまともに受けられない層が、特に高齢者ですが、増加しているということをやっております。昨日も、ワーキングプアのことで、女性と高齢者

が悲惨な生活を強いられているというのがありました。この後期高齢者医療制度もそれに拍車をかけるものと思われます。後期高齢者、75歳以上の人たちにつきましては、健康を害することは命を失うことに直結すると思います。重ねて答弁を求めますが、広域連合は処理と対応であるからということ、効率性と公平性から広域連合議会もこの構成でいいということ、この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 公平性という問題は、私どもの考えていることは、個々での公平性という問題はそれぞれの方々にお願いする保険料金の設定のときの問題なんです。ここで私が一番連合に公平性ということで求めていますことは、自治体ごとによって負担金額が変わるという問題です。今考えていますのは、岐阜県は一本の保険料でいこうという考え方なんです。今、例えば国保でいいますと、瑞穂市と北方町、本巣市、岐阜市、みんな違います。それから、賦課の方法も違います。そのあたりを結局この連合で処理することによって一本化できるということに非常に大きな意味があると、こういうふうに解釈しています。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 公平性についてだけお答えいただきましたが、私が調べたところによると、自治体の負担金は、その自治体で後期高齢者の医療額が上がった場合は負担がふえるのではありませんか。連動しているのではないですか。違いますか。その点は後の付託の委員会で審議されるように望みます。

資料の提出と、それからここで出た質疑について十分付託の委員会で審議されることを願って、ここでの質疑を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第73号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第73号岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第74号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第74号西濃環境整備組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第75号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第75号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第76号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第76号もとす広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第77号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第77号本巣消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第78号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第78号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第79号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第79号瑞穂市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第80号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第80号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第81号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第81号瑞穂市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第82号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第82号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第83号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第83号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

再三申し上げておりますが、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表というのを資料としてつけられていますが、そもそも勤務時間、それから休暇等、現行の第7条によれば休息時間がなくなるということなんですが、勤務時間、休暇等の中の休息時間、休憩時間、これが有給、無給というのも調べると出てきますが、実態はどういうふうになっているのかの資料が欲しいと思います。資料は後からつけていただくとして、ここで、現状はどのようなになっているのかをまず御説明いただきたいと思います。

以下、自席でお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） では、熊谷議員さんの御質問にお答えします。

瑞穂市職員の勤務に関する規定に基づきまして、現状ということで、10時から10時15分までと3時から3時15分までにつきまして休息時間が規定で設けてあります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 私は、勤務時間と休憩時間についても現状をお聞きしたはずですが、現状といいますと、実際にその時間に休憩、休息をどの程度とっていらっしゃるのかということも、決まりの現状だけではなくて、実態という言葉も申し上げたと思いますが、違いますか。きちんとお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） まず、勤務時間ですが、これは先ほど言いましたように、規定に基づきまして8時半から5時15分までと、休憩が12時15分から1時までということになっておりますが、それぞれの現場に合わせまして、保育園などはフレックスで早く来ていただいたり、給食センターも早く勤務している状況もあります。休息時間のとり方につきましては、それぞれ部署に応じてとってみえるところがあります。あくまで我々の仕事は市民が御相手ですので、市民の事情に合わせて、それぞれの仕事に合わせてとらせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 有給、無給については、休憩・休息時間はどのようになっていますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 休息につきましては有給でございます。休憩につきましては、無給でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） これは、人事院の国家公務員の休憩・休息時間の改定から来ているということが調べるとわかりますが、市民のための仕事であるので、休息時間に関しては部署に応じてとったりとらなかつたりという実態であるということですが、今は職場の労働環境が非常に悪化して、健康を害したり、休職に追い込まれたりする人が大変多いということが報道されています。また、皆さん、ほとんど事務職でいらっしゃるわけですが、これはパソコンにずっと向かい合うわけですね。そうすると、眼精疲労とか、パソコンを扱うことによる疲労というのも大変多くなるわけですが、この休息時間をなくすことによって、疲れれば、やっぱり休

まずにはいられないわけですから、実態としては、この時間に限らず、休息をとるといった職員がふえてくるという懸念はないのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 休息につきましては、勤務時間ということもありますが、現実に生理的な休息も必要でございますし、仕事の効率、能力の維持ができないような場合でしたら、当然ある程度の休息というのは人間の健康管理上必要だと思いますが、それをすべて否定することにはいささかの疑問はあると思いますが、あくまで休息時間は今まで法的に定められた有給の休暇ですので、市民の理解が得られるかという問題もありますので、その辺を今回は見直したことで、あと民間は労働基準法に休息時間はございませんので、それに合わせたという実態のもとで、今回は国家公務員の人事の変更が出たと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） じゃあ確認いたしますが、そうすると、市民の理解の問題、それから国家公務員に関する経過からこの時間をなくし、しかし、実態としては休息は必要であるから、この時間にかかわらず休息は認めるという御答弁でよろしいですか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 考え方がちょっと違うかもわかりません。私は、生理的な時間とか、効率の維持の問題というふうで考えておりますので、単なる休憩とは違いますから、その辺ちょっと接点が違うような気がします。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま熊谷議員から質問がありましたけれども、瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第4条、任命権者は正規の勤務時間のうち、4時間につき15分の休憩時間を置かなければならないということで、今、執行部から答弁があったように、10時から15分、それから15時から15分ということで休憩時間を置いておいた。けれども、今の熊谷議員の質問に対する答弁の中では、市民の理解の問題と国家公務員の休憩・休息時間の規定が見直され、改正されたことに伴い条例を改正すると、こういう理由を申されたと思うんですけども、それではお聞きしますけれども、この制度の趣旨は一体どこにあったんでしょうか。まずそれをお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） つくった理由につきましては、詳細はちょっとわかりませんが、ちょっと答弁が難しいですので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） かりそめにも自分たちがつくった条例の中でこの第7条を削除するということであれば、その条例ができた趣旨についてどうだったか、同じ場所で説明できるのは当たり前じゃないですか。条例を制定するときには、条例の趣旨を明らかにして提案をして、議決をされていく。議会が議決をするにしても、提案は執行部なわけですよ。その執行部が7条を削除するとき、この休息の趣旨について、きちっと説明する資料を持って臨まないということ自体がおかしいんですよ。何が言いたいかということ、それは一つの例ですけども、先ほど来ずうっと広域連合の中でも話をしてきていますけれども、市民の理解だとか、国家公務員がどうかこうとか、そういう思考停止の話をしておるんじゃないですよ。自分たちの現場で、自分たちの頭で、自分たちの前に生起する問題に対して、どう考えるか。そして、どう行動するかということなんです。そのことが今問われておる。何でも国が決めたとか、県がどうかこうとか、そういう流れの中でしか物事が考えられていけないということが問題だと思いますね。

先ほど熊谷議員も一つの例として言っておりましたけれども、公務労働の中にも新たな労働環境ができておると思うんですよ。パソコンの問題だとか、ITの技術がどんどんどんどん発展することによって新たな労働環境が生まれている。その労働環境に対して、働く者としてその休息をどう考えるかということは、きちんと立ちどまって考えなければならない問題だと思うんですね。ということは、それを具体的に削除していくということになりますと、言葉を変えれば、結局は制度の制定の趣旨というものがなくなっただという判断をしなければ削除できないわけです。だから、同じように聞くとすれば、制度の制定の趣旨はどうであったかということを知ることであるならば、反対に、その制度の趣旨はなくなったのかという問いかけをしなければならんことになるんです。なくなっただですか、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） まず、前の質問ですが、7条の制定の理由ですが、一応軽度な疲労を回復するために設けたという趣旨で作成されておりますが、あくまで職務免除の中でされているもので、上司から命令されたらすぐ戻らなければならないという規則と、あともう一つ、先ほども熊谷さんが言われましたけど、小休止的な休憩というのは、当然生理的なものがありますから、そういうのは別だというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） さっぱり聞こえないんですわ、はっきり言って。僕は耳が悪いから聞こえないんだけど、周りの同士たちに聞いても、聞こえないと言っております。はっきり言っ

てください、皆さんに聞こえるように。そうしたら、僕、聞かせていただきますから。論理明快に。

議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） もう一度言いますと、7条の成立の趣旨は、軽度の疲労の回復であり、上司の命令があればすぐ戻るということと、あと、小休止的なものがありますという回答をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） なおかつ、周りの議員も意味がよく聞こえておりませんので、私が聞こえるはずもありません。いいです。もごもご言わずに、明確に言っていただくようにすること、いつ、いかなる場合も。それと、今言ったように、そういう休息をとにかく設けるということには制度の趣旨があったわけであって、そういうものをなくしていこうということであるならば、やはりそのことの趣旨があるわけですから、その点を、逆に今この場で聞けませんので、まことに申しわけないですけども、きちっとした根拠を議会のこの後で示してください。そのことを要望しておきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第84号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第84号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第85号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第85号瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第86号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第86号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番 若園五朗、翔の会、よろしく申し上げます。

一般会計補正予算の予算説明書の5ページでございますけれども、総務管理費の財産管理費の13、嘱託登記委託料の100万円、そして土地鑑定評価委託料の13万円の内訳をお願いします。

そして、政策推進費の13の委託料の嘱託登記委託料の50万について、お願いしたいと思いません。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、総務管理費の04で財産管理費でございます。委託料の113万円の内訳でございますけれども、まず嘱託登記委託料の100万円でございますけれども、これは登記の手数料ということで、今現在考えておりますのは、巢南地区の唐栗の誓祐寺の跡地の関係、そして横屋字村中の普通財産の関係、そして別府堤内三之町、また下唐栗公民館敷地の関係、呂久町下にあります市有地の関係等でございます。

それから、土地の鑑定評価委託料の13万円でございますけれども、普通財産の処分にあたりまして、別府堤内三之町の土地について鑑定をお願いするという計画のものでございます。

それから、政策推進費の委託料の50万円でございますけれども、駅前の土地の関係で登記をお願いする案件がございますので、これについて計画をさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第87号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第87号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第88号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第88号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第89号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第89号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

説明書の27、28ページですが、この減額補正はアウトソーシングによる減員、職員を減らしたためという説明を受けております。一つ目、業務内容、二つ目、アウトソーシング先、そし

て、その減員1名のアウトソーシング先ですね。仕事のアウトソーシング先と、減員、人のアウトソーシング先、また受けた方でふえたお金ですね。この減員で減額補正になっているわけですから、アウトソーシングを受けた方の業務内容でふえた予算というのはあるのでしょうか。つまりアウトソーシングによる減員の内容について、以上の点を御説明ください。

以下、自席でお願いします。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの御質問にお答えします。

まず、業務内容の関係でございますが、下水道、上水道の簡易的な窓口業務ですね。例えば水道でいいますと、加入申し込み、そして閉栓、開栓等でございます。また、下水道につきましても、加入申し込み、それから取りやめとか、いろんな関係の窓口業務でございます。

アウトソーシング先でございますが、みずほ公共サービス株式会社ということでございます。金額的には、アウトソーシング約1,000万ほど業務委託をしております。現在派遣をしていたいただいておりますのが、水道事業会計といたしまして3名、下水道、コミプラ関係で1名ということで、派遣人員は4名ということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） この減員1名というのは、どこへ行くわけですか。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 水道部といたしまして、職員は3名が異動で給与の減額になっております。それで、たまたま下水道の事業ということで、その方から人件費が出ておったのが1名の減ということでございます。水道部として3名の異動人員でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第90号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第90号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

先ほどと同じ内容なのですが、31ページ、給与費明細書によると、補正前から補正後に職員数が1名減となっています。先ほどと同じで、アウトソーシング先、業務内容、委託の経費についてお答えください。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 熊谷議員さんの御質問にお答えします。

先ほども水道部といたしましての事務の関係でございますが、コミュニティ・プラントもですが、次の水道事業会計でも職員1名と、それから下水道会計でそれぞれ1ということで、水道部といたしましてたまたま会計が三つありますので、その給与をどこから出しておるかということで、部としてとらえておりますので、例えば下水道の給料が出ておるで、下水道だけでやっておるということではございませんので、水道部といたしまして、水道も下水道も農業集落排水もコミュニティ・プラントも全部事務が伴っておりますので、その職員の給与をどこから出すかということで、それぞれ位置づけでこの3会計の特別会計から出しておるということでございますので、先ほども言いましたように、アウトソーシング先はみずほ公共サービスということでございますので、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第91号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第91号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第92号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第92号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第71号から議案第92号まで、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午前10時46分

